

別表六の二(十五)

17欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表六の二(十五) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書			連 事 年	結 業 度	・ ・ ・	法人名	()
各 連 結 法	円	個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8	円
		調整前連結税額の個別帰属額 $(13) \times \frac{(1)}{(11)}$	2		調整前連結税額超過構成額 $(16) \times \frac{(8)}{(15)}$	9	
		取得価額の合計額 (別表六の二(十五)付表「9」の合計)	3		法人税額の特別控除額 の個別帰属額 $(8) - (9)$	10	
					連結所得の金額 (別表四の二「56の①」)	11	
計 算	円	額控除限度額		各 連 結 法 人 に お け る 計 算	機械等の取得をした各連結 法人の個別所得金額の合計額 連結法人の(1)の合計)	12	円
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	6		前連結税額 の二(一)「2」、別表一の二 又は別表一の二(三)「2」)	13	
		法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7		調整前連結税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100}$	14	
					額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	15	
					調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「21の②」)	16	
					法人税額の特別控除額の合計額 $(15) - (16)$	17	
償却費として損金経理をした金額の計算							
減 価 償 却 資 産 の 当 期 償 却 額	円	損益計算書に計上された 減価償却費の額	18	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	減価償却資産の当期償却額のうち当期 に取得等をした生産等資産を構成する 機械等に係る普通償却限度超過額	20	円
					同上のうち特別償却に関する 他の規定の適用により 損金の額に算入される金額	21	
		剰余金の処分の方法により 特別償却準備金として積み立てた 金額その他上記以外の金額	19		償却費として損金経理をした金額 $(18) + (19) - (20) - (21)$	22	
比較取得資産総額等の計算							
前連結事業年度又は前事業年度において取得等をした 生産等資産のうち当該前連結事業年度又は 前事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額					23		円
$\frac{\text{適用対象年度の月数}}{\text{前連結事業年度又は前事業年度の月数}}$					24		
比較取得資産総額 $(23) \times (24)$					25		円
比較取得資産総額の110%相当額 $(25) \times \frac{110}{100}$					26		

17欄

国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の15の3第2項」

②区分番号に、「10427」

③適用額欄に、当該別表六の二(十五)17欄の金額(円単位)を記載してください。